

新株予約権の行使等に伴う上場手数料の引下げに係る  
「上場手数料等に関する規則」の一部改正について

平成17年12月22日  
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、上場会社が新株予約権の行使等によって新たに株券を発行する際に、その発行総額に基づいて追加的に上場手数料を徴収している。しかし、発行総額によっては極めて多額な上場手数料が発生するケースがあり、上場会社からも引下げの要請が寄せられている。

そこで、当取引所は、当該要請等に鑑み、新株予約権の行使等に伴う上場手数料の引下げを行うため、「上場手数料等に関する規則」を一部改正することとする。

2. 改正概要

新株予約権の行使及び優先株の普通株への転換により新たに発行する株券の上場に係る手数料の料率を「発行総額の万分の1」とする。

(備 考)

・上場手数料等に関する規則第2条第1項及び第2項

3. 施行日

平成18年1月1日から施行し、同日以後に到来する日を支払期日とする上場手数料から適用する。

以 上